

年金額回復の具体的事例

○ 平成22年5月10日から14日までに年金額試算を全国の年金事務所で行った増加年金額が大きい10ケースについて取りまとめたもの

番号	年齢	性別	増加年金額 (年額)	年金額(年額)		概 要	年 金 額 回 復 の 経 緯	(参考)一定の前提での増加総額の機械的計算(※)
				回復前	回復後			
1	70歳	男	929,500円	1,040,100円	1,969,600円	回復前の厚生年金加入期間203月に船員保険加入期間160月(厚生年金換算213月)を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」の回答票を提出済みのご本人が相談窓口にて「前回の回答以外にも船員の期間にもれがある」と訪れる。 ○ご本人の申出の船名、船舶所有者及び乗船期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する船員保険の記録が判明し、記録を統合した。	約2,190万円
2	77歳	男	871,300円	1,676,400円	2,547,700円	回復前の厚生年金加入期間243月に173月を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」のフォローアップ対象者であるご本人から回答票が郵送される。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約2,050万円
3	72歳	女	735,800円	859,300円	1,595,100円	回復前の厚生年金加入期間221月に193月を追加。	○「黄色便」の回答票が本部から回付される。 ○ご本人の申出の会社名、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約2,100万円
4	79歳	男	691,800円	1,439,900円	2,131,700円	回復前の厚生年金加入期間248月に93月を追加。	○「黄色便」の回答票が本部から回付される。 ○ご本人の申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,630万円
5	79歳	女	569,600円	970,200円	1,539,800円	回復前の厚生年金加入期間234月に105月を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」のフォローアップ対象者であるご本人から回答票が郵送される。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,620万円
6	77歳	男	560,100円	0円	560,100円	回復前の厚生年金加入期間0月に113月を追加。(旧法退職共済年金受給者)	○退職共済年金の受給者であるご本人が民間会社での勤務期間について相談窓口を訪れる。 ○ご本人が申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○記録統合前は、退職共済年金を受給していたが、厚生年金の記録判明により老齢厚生年金も併せて受給できることとなった。	約1,320万円
7	66歳	男	544,600円	1,654,800円	2,199,400円	回復前の厚生年金加入期間264月に102月を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」のフォローアップ対象者であるご本人から回答票が郵送される。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,280万円
8	80歳	女	509,700円	1,109,700円	1,619,400円	回復前の厚生年金加入期間81月に127月を追加。	○「黄色便」の回答票が社会保険業務センターから回付される。 ○ご本人の申出の会社名、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,450万円

番号	年齢	性別	増加年金額 (年額)	年金額(年額)		概 要	年 金 額 回 復 の 経 緯	(参考)一定の前提での増加総額の機械的計算(※)
				回復前	回復後			
9	71歳	男	454,800円	852,800円	1,307,600円	回復前の厚生年金加入期間79月に119月を追加。	○「受給者便」をご本人が持参し相談窓口を訪れる。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出とほぼ一致(生年月日の一部相違)する厚生年金の記録が判明し、ご本人に生年月日の相違を確認し、記録を統合した。	約1,070万円
10	80歳	女	438,500円	792,100円	1,230,600円	回復前の厚生年金加入期間0月に105月を追加。(老齢基礎年金受給者)	○「黄色便」の回答票が社会保険業務センターから回付される。 ○ご本人の申出の会社名、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金の加入期間のみで老齢基礎年金を受給していたが、厚生年金の記録判明により老齢厚生年金も併せて受給できることとなった。	約1,250万円

年金記録が回復した経緯別内訳(今回の10事例)

ねんきん特別便(名寄せ便)	4件 (事例 1、2、5、7)
黄色便(旧姓情報を活用したお知らせ)	4件 (事例 3、4、8、10)
受給者便(受給者への標準報酬月額等のお知らせ)	1件 (事例 9)
その他(一般年金相談 等)	1件 (事例 6)
フォローアップ(電話・文書・訪問)対象事案	3件 (事例 2、5、7)

(注1) 本表は、上記期間において全国の年金事務所で行った年金額試算における増加年金額(年額)の上位10ケースについて事例概要、年金額回復の経緯を取りまとめたもの

(注2) ※の「(参考)一定の前提での増加総額の機械的計算」は、基本的に各ケースの受給開始年齢から65歳時点の平均余命(男性+18.6歳、女性+23.6歳)までの期間(この平均余命を超えているケースは現在年齢までの期間、すでに死亡されているケース(未支給分)は死亡時までの期間)について受給すると仮定して機械的に計算した金額であり、実際に支払われる差額ではない(実際には、在職や雇用保険受給による支給停止等や物価スライドがあるが、これらによる支給額の変動は考慮していない)